
平成25年 第3回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

平成25年6月26日 (水曜日)

議 事 日 程 (1)

平成25年6月26日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第44号 芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定

【 出 席 議 員 】 (12名)

1番 松上 宏幸	2番 内海 猛年	3番 刀根 正幸	4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之	6番 田島 憲道	7番 辻本 一夫	8番 小田 武人
10番 川上 誠一	11番 益田美恵子	12番 中西 定美	13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (1名)

9番 今井 保利

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美	書記 井上 康治	書記 志村 裕子
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之	企画政策課長	中西新吾
財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司	税務課長	縄田孝志
環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉	福祉課長	吉永博幸
地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香
病院事務長	森田幸次	競艇事業局次長	大長光信行	事業課長	藤崎隆好

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから平成25年芦屋町議会第3回臨時会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定

○議長 横尾 武志君

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、5番、貝掛議員と、8番、小田議員を指名しますのでよろしくお願いします。

日程第3. 議案第44号

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第44号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さんおはようございます。早速でございますが、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第44号の芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきましては、平成25年1月に、公務員の給与改定に関する取り扱いについて閣議決定がなされました。その中で、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体においても国に準じて必要な措置を講ずるよう、要請がなされております。このため、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、一般職職員の給与を減額するため、給与に関する特例条例を制定するものでございます。

以上、簡単でございますが提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明を終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

日程第3、議案第44号に対しての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

公務員給与削減に関する質疑を行います。

1点目に、給与に関する特例条例が制定された場合、具体的に職員の給与は月額幾ら減額されるようになるのか。また、総額幾らになるのか。引き下げる割合は何%となるのか。これはいろいろあると思いますので、ケースごとで答弁をお願いいたします。

2点目に、国は地方交付税において、地方公務員の給与費を基準財政需要額から削減していますが、芦屋町では幾ら削減されるのかをお伺いします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

質疑に対してお答えいたします。

給与の削減額ということでご質問いただいておりますが、今回の削減によりまして給与の削減額としては4,682万3,000円、総額になりますが、大まかに試算いたしております。それと、引き下げ率でございますけども、一応引き下げ率につきましては行政職、それから労務職、医療職の2、3において、行政職におきましては、3級以上の方については7.77%、1から2級に対しては4.77%。労務職につきましては、4級以上しか該当ございませんので、4級

以上で7.77%。医療職の2ですが、3級以上で7.77%、2級以下で4.77%。医療職の3につきましては、3級以上で7.77%、2級以下で4.77%でございます。

一応、階層別というのは大まかにこういった形で率を削減しておりますので、その部分で御理解いただければと思っております。

それと、交付税の削減額ということでございますが、交付税につきましては今回の給与に伴う部分ということで、基準財政需要額の影響額ということで、これ24年度の総需要額から1.1%ということで市町村はなっておりますので、芦屋町の場合でいいますと、大体3,660万9,000円。で、地域の元気づくり推進費というのが別途ございまして、これは過去の取り組み、給与の削減とか、そういった取り組み、職員数の削減等の取り組みに対して試算されてるものですが、この額が1,454万4,000円、これは増額要素になりまして、差し引きしますと2,206万5,000円、これが交付税が削減される額と。これはあくまで国の試算されてる額でございますので、今後、この辺については計算されていくということになろうかと思っております。

以上でございます。

○議員 10番 川上 誠一君

月額で具体的に幾ら減らされるかという金額はわかりませんか。

○総務課長 小野 義之君

月額でいきますと、大体、7.7%の場合の減額でいきますと、大体2万円から3万円台になります。それで、一応全体でいきますと235名の職員がおりますが、1人当たりの平均で全体で見ますと19万9,267円、これが9カ月分の総額ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

月額のところを具体的に聞きたかったんですけど、大体、平均は25歳の1級で月8,800円程度ぐらいになるんじゃないかということで、9カ月で7万9,200円。係長クラスでは2万9,000円程度ということで、9カ月で26万円ということで、こういった金額になると。これはほんと大変な大きな減額になります。

職員自体は、職員の家計や生活に大きな影響を与えるものとなっています。食生活、子育て、各種ローンの計画、こういったものを根底から狂わせることになります。こういったことになると、やはり、町職員の士気の低下を招く、そういったことなどが懸念されます。このことに

ついて、町長はどういったふうに考えているのかっていうことを伺うことと、それと交付税の問題については、芦屋町では3,666万円の削減ということでしたが、先ほど総務課長も言われたように、これに関連して、一方では国の地方財政対策で給与削減に見合った事業費を計上するというふうに言っています。

これによって、まず1点目に全国防災事業費、2点目に緊急防災・減災対策事業費、3点目に地域の元気づくり交付金を計上するということを言ってます。このうちの全国防災事業費、緊急防災・減災対策費は、昨年度から実施している事業であります。そういうことは、昨年度は今回のように給与削減をせずに実施できた事業を、今年度は地方公務員給与削減の引き合いにしているという、こういったことを国はしているわけです。

このことについて、地方6団体は国が地方公務員の給与を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとして、共同声明を出しています。全国市長会も市町の固有財産である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることは、誠に遺憾というふうに表明しています。

これはやはり、国が地方交付税を人質にとって、自治体に言うことを聞かせるという、こういった地方自治を破壊する暴挙です。今回も給与削減というのは、国の地方自治への介入、財源保証責任の放棄ではないかというふうに思いますが、その点について、町長はどのように思われるか、その2点を聞きます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

1番目の、この給与削減におきまして、職員のいわゆる生活を圧迫するのではないかという質問であろうかと思いますが、これは、議員ご指摘のとおり、給与が削減されるというのは、やはり言われるようにどっかを削らなくちゃいけないわけですね。生活の中で。しかしながら、芦屋町の職員組合とも話し合いをしまして、この給与の削減というのは平成25年の1月24日に閣議決定がされ、その間に、後の質問にも関連してくると思いますが、地方6団体一斉に反対したわけでございます。

そういう中で、大義というのが東北の大震災の財源をまずつくらなければならないということが大きな目標になったわけです。で、その前に、国家公務員が減額、7.7%ですかね、2年間ということで、それが先行したわけでございますが、そうした中に、やはり、住民の声というものがあるわけございまして、議員もご存じのように、地方公務員が国家公務員に準拠するということがあるわけでございますが、その主要として、ラスパイレスがあるわけでございます。

そうした中で、国家公務員が7.7%削減して、例えば芦屋のラスでした場合に、109ですね、まあ、芦屋はご存じのように、航空自衛隊芦屋基地の職員も国家公務員でございますので沢

山の方いらっしゃるわけですが、それだけ差があるということの、やはりいろんな住民の方の声というのも聞こえてくるわけですが、やはり、同じように公務員と、国家であろうと地方であろうと公務員という形の中で、国の一大事、東北大震災という災害に向けての復旧財源ということになると、なかなか、先ほど申し上げましたように、6団体、最初は大きく反対しておったんですが、だんだん少しずつこれはやむを得んのではないかということで。例えば福岡県におきまして、我々の所属しております福岡県町村会の大半が自治体においてやらないという方向でやっておったんですが、途中、県がやる、北九州市がやる、福岡市がやるということになりまして、大きく対応が変わってきております。

その中で、これがなくとも地方が独自に、いわゆる行財政改革というものを、福岡県各市町村独自でやっておるわけですが、その独自でやられておるところはやらないと、もう常にそれをやってもラスはもう100切って、例えば鞍手は93.5、ラスはですね。ということになっておりますので、そういうところはもうやらないというところで、まあ、各市町村ばらばらでございます。

遠賀郡内におきまして、町長会開きまして、対応について協議して、県に準ずるという形で申し合わせをしたところであるわけですが、そういうことのいろんな話を組合とさせていただきまして、組合も、この分はぜひ、芦屋町の災害、それから減災、その費用に使ってほしいということで、快く受諾していただいたわけですが、

それから、2点目の国に対する、結局、地方行政に対する介入ということで言われたわけですが、そのことがまず第一に、先ほど冒頭申し上げましたように、地方6団体がそのことで猛反対した経過があるわけですが、確かにそれは私も感じるところがあるわけですが、その大きな東北大震災の財源という形の中の大きな柱があるわけですが、そのことは、まず、来年の3月までということですが、それは、いろいろ思うところがありますが、やむを得ないかなと思っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ラスパイレスの問題については、確かにこの間に行革で地方自治体も下げてきたわけなんですけど、それ以上に今回の国が下げたということで、また当然今度はまたラスパイレスが上がるという、そういった問題があるかと思いますが、とにかく、この地方自治体が給与を削減するというのは、地方自治体だけにとどまるものではありません。当然、例えば社会福祉協議会にしても、自治体の給与削減と同様の措置をとる方向を打ち出してますし、また、広域組合もそういった方

向ですし、農協とか、そういった部分も当然、地方自治体に倣うようになってくると思います。

公務労働者の給与削減は自治体だけにとどまらず、公務関連労働者の652万人に影響し、家計収入の減少が2兆7,073億円、GDP減少額が2兆3,735億円、税収減少額が4,213億円と試算されています。

芦屋町自体はこれまでに10年間にわたって、地方財政構造改革などで職員の給与の削減を続けてきてます。今回の賃下げは3月の退職手当債の大幅削減について、職員の生活に極めて大きな打撃になるものです。

全国では賃下げを行わないことを決めた自治体も多くあります。これは、町長も言われたように最初は相当あったわけなんでしょうけど、国はこれに対して、今度はペナルティーを科すようなことを発言をしています。そういった中でも、やはり賃下げを行わないことを決めた自治体は、例えば、東京都や愛知県、仙台市など164自治体が要請を拒否して、736団体がまだ態度を保留している状況です。福岡県においては、田川郡の自治体や京築の自治体、それからまた、田川市をはじめ5市が引き下げを行わない、こういったことを決めてます。

地域経済の疲弊の脱却のためにも芦屋町でも、やはりこの給与削減は行うべきではないというふうに私は考えます。やはり国のこういった地方交付税を盾にして地方自治体に言うことを聞かせるという、こういった暴挙を許すことはやっぱり地方自治の崩壊につながります。担当委員会では、このことを踏まえて慎重に審議をしていただくことを申し述べます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

総務課長の答弁の中でお尋ねいたします。

先ほど、答弁の中で削減額が4,682万3,000円、それから交付税への減額分が1.1%の3,660万円、そしてなおかつ防災等の地域推進の分で1,154万4,000円。差し引きしますと、交付税分での減額は2,206万5,000円と。そしたら、減額分からこの交付税の減額分引けば約2,000万のプラス、ですから余分に減額しているような形になりますけども、この説明と合わせて、次のページに第2条につなげてます減額率、これについてのこの4.77%と7.77%の根拠といいますか、これについてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

先ほどご説明しました、削減額が4,682万3,000円になるということでした。こ

れ、全体の職員ですから、今回、一般職員と医療職と行うようにしておりますので、一応、会計別に見ますと、一般会計の職員の分ですね、一般会計の職員の分で見ますと2,170万7,000円が削減額としてなります。これは、先ほど言いました交付税の削減額が実質2,206万5,000円ですから、大体これに見合う額だろうというふうに思うわけですが、その他で見ますと、病院会計で1,891万円というふうになります。

それから、競艇会計では413万円になりますが、それぞれ、企業会計は今回のラスパイレスとかには対象外にはなりますので、そういう部分につきましても、やはり一般職員として同じ取り扱いをやるべきだろうということで考えておりまして、総額では4,680万なりますけれども、後の部分につきましては、それぞれ会計の中で人件費の削減ということになるわけですから、当然、それぞれの会計の収益改善につながるものと思っております。

組合側の要望としては、全体そういった削減を、やはり防災とかそういった事業に充ててほしいということなんで、それは今後、具体的なものについては内部で協議していきたいなと思っております。

それと、率でございますが、これについては、4.77%、7.77%というのは、国が示してる、国家公務員がやられてる削減額。で、先ほどちょっと町長が申しましたラスパイレス指数が109になってるというのは、この部分で比較されますので、ラスは当然、職階別に比較していきますから、基本的にこの給与月額に関しては国に準じてやるということで、国の率を用いているということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

ラスパイレス指数の関係で、今回、削減をしなければ、109ですか、それで、もしこれを従来の国家公務員の給料が100にしなければ、当然、100ゼロゼロ7ということで、そんなにその国と比較して悪くないと、ただ国が震災のために削減したからということで、多分、しわ寄せが来てると思うんですよ。市町村の給与っていうのは、あくまでもひとつの条例等で定められて、市町村の独自性があると思うわけですね。だから、国がしたからという話ではなくて、今言いましたように、確かに削減額の多い、当然、相対的なものとして、町の財政ということを考えれば、極端な話2,000万相当浮くわけですから、この分での率での削減でも可能ではないかと。だから、一律に国がやってる4.77、それから7.77を適用する必要性もないんじゃないかなという気がしております。

それと、もう1点お尋ねしたいんですが、郡内の状況といいますか、郡内の状況につきまして、

率も合わせて、よろしければご答弁をお願いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

郡内の状況ですが、岡垣町、遠賀町、水巻町、3町につきましては、それぞれ議会の最終日に追加議案として上程されて、賛成多数で議決されております。内容につきましては、一応今回、遠賀郡は足並みをそろえるという中で、県が基本的には同じ国に準じた率で行っておりますので、その率をやっていますから、今回、芦屋町で提案させていただいてます内容と同様の率でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第44号については、総務財政常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前11時38分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。日程第3、議案第44号については、総務財政常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

では、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。

報告第14号、総務財政常任委員会付託議案審査結果報告書。

1、議案第44号、芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定。

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審査した結果、原案を賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

平成25年6月26日、芦屋町議会横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長辻本一夫。

○議長 横尾 武志君

以上で、報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

では、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

ただいまから、討論を行います。日程第3、議案第44号について、討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第44号に対する反対討論を行います。

当条例制定による地方公務員の給与削減は、民主党の内閣時代に国家公務員給与平均7.8%削減に準じて検討されていたもので、先の総選挙では自民党も公務員総人件費を、国、地方合わせて2兆円削減を公約に掲げ、2013年度予算から地方が削減することを前提とした地方財政計画を閣議決定しました。これにより、国と同様、平均7.8%の削減が地方に要請されたものです。以下、3点について、反対理由を述べます。

まず1点目は、地方自治の原則を踏みにじるものであるということです。

新藤総務大臣は、自治体の首長に給与削減を要請する書簡で今後負担をお願いすることになる消費税について、国民の理解を得ていくためには、まず公務員が先頭に立って、更なる行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要などと書いています。

国民に消費税増税や生活保護など、社会保障の切り下げの負担増を押しつけるための露払いとして、地方公務員の給与を引き下げ、地方固有の財源である地方交付税に手をつけるなどは前代

未聞の道理ないものと考えます。

本来、地方公務員の給与は自治体独自の労使交渉によって、議会での議決を得て決められるのがルールです。国が一方的に下げ幅を決め、その実施を強制することを前提に交付税を減額することは、このような当たり前のルールや各自治体の実情を無視しているだけではなく、国の自治体への強要であり、地方自治への介入であり、許されるものではありません。

国の給与臨時特例法では、給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適正に対応されるものと記されております。そうであるなら、今回の国の要請は明らかな違法行為です。

また今回、国は長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題であり、そのために地方公務員の給与等の減額を行い、その財源の一部を地方の元気づくり事業に配分するとしています。しかしこの事業を成功させるには、地方公務員が元気でなければうまく進みません。人員を減らされ、その上、給与も減らされれば、元気が出るはずがありません。しかも、みずからも被災しながら、住民の先頭に立って地域復興のために懸命に働いている被災地の自治体職員の皆さんに対し、今回の措置は余りにも理不尽なものです。

医療、介護、保育、教育など、あらゆる分野で住民の生活を支えているのが地方公務員です。地方公務員の生計費をこんな乱暴なやり方で削るのは間違いです。

2点目は、地域経済に悪影響を与えるものであるということです。

政府自身がデフレからの脱却を掲げ、首相みずから財界に労働者の報酬引き上げを要請しているときに、巨額の人件費削減を地方に強要するなど矛盾のきわみです。公務員の給与削減は全国で625万人に、直接影響します。

労働総研、国公労連の試算では、家計収入が2兆7,073億円減少し、経済への影響はGDPが2兆3,735億円、税収は4,213億円減少するとしています。全国的にも、地元企業の賃金も公務員賃金を基準に決めてるところも多く、商店街や中小零細企業など、地域経済への悪影響は甚大です。政府は景気対策として、真剣に労働者の賃上げを求めるなら、全ての労働者の賃下げにつながる地方公務員の給与削減は行うべきではないと考えます。

3点目は、国の地方に対する財源確保の責任を投げ出すことになるということです。

地方交付税削減に対する地方からの批判に対応するため、国は給与削減額に見合った事業費、交付税削減額8,504億円に見合う事業費として、全国防災事業費の地方負担分や緊急防災・減災事業費、それに地域の元気づくり事業費の3つで、合計8,523億円を新たに創設したかのように説明しています。

しかしこれは、2012年度の事業を引き継いだものであり、もともと国が公務員給与の削減に関係なく財源を確保し、地方に配分すべきものです。公務員給与を引き下げなかったら、防

災・減災事業などやらなかったということでしょうか。地方からの批判を避けるためのごまかしと言うべきものです。国民の命と暮らし、安全安心を守るという国の責任を自治体の労使交渉に押し付けるものであり、国の責務の放棄です。

また、今回の地方公務員給与削減の措置に対し、全国知事会や全国市長会等、地方6団体は、そもそも地方公務員の給与は公平中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与を削減することは地方自治の根幹にかかわる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきものではないとして、抗議を行ったことは当然だと思います。

また町が、この質疑の中で明らかになったように、削減された交付税以上の賃下げを行うことは便乗賃下げであると言わなければなりません。

最後に、今回の本町職員の給与削減のための条例改正は、国による地方公務員の給与削減の一方向的な押し付けを是認し、地方自治への不当な介入を結果的に許すことになります。この議場に出席の議員各位に私は問いたいと思います。たとえ、地方公務員の給与や定数の削減にかかわって意見が異なっているとしても、今回の措置のように国が地方自治体の固有の財源である地方交付税を削減して、地方自治体を強制的に政策に従わせようとするやり方には反対されると思います。今回の国の措置は、地方6団体が指摘してるように、地方自治体に対し、国による更なる介入を強め、地方分権を遠ざけ、地方自治そのものを変質させられるためのものです。住民生活と町政に責任を持つ町議会として、地方自治を守るためにも国の要請に従い提案された今回の条例案に反対をしようではありませんか。

以上のことを述べまして、反対討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この芦屋町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

きょうの質疑、そして委員会でも、かなりの時間をかけて、さまざまな論議や意見を交わしました。私もこの町議会議員になって、2年前の東日本大震災における、そういう国家公務員の、7.8%でしたか、削減を国家公務員に求めていくというような、当時、そのときは民主党でございましたけれども、その民主党の中においても、国家公務員については減額をするが、地方公務員については波及させないということを明言をされていたわけです。そういう中であって、時の政権変わりましたから、今は国の国家公務員に準じて、地方公務員にも削減を求めるという要

請があつてます。

そういう意味で、やはり私が思うには、この東日本大震災の復旧は当然必要なんですけど、東京電力の原発事故の、その被災の現状処置まで国が負わなければならなかったんでしょけど、じゃあその原子力発電を推進してきたのはどこであつたのかということを考えたときに、国の施策としてそれは復旧すべきではあろうけれども、なぜこれを地方公務員まで波及させなければならぬのかと。というふうに常々思つて、マスコミ等を見ておりますけれども。

その中にあつて、今、全国知事会、ほか全国町村会、それから全国町村議会議長会、6団体ありますけれども、そういう中で言われてることが、全国知事会ですね、29日、これ5月だと思ひますけれども、「国が地方に対し地方交付税や義務教育費、国庫負担金を減額するなど、給与削減を実質的に強制することはあつてはならない」とする共同声明。そして、全国知事会の山田啓二会長京都府知事は、同日、代表して「我々は、いつも自主的に対応している。地方公務員の賃金カットは、10年間で約2兆円も上がる。」と、「国から言われる筋合いはない。」というふうに強調されております。

ちなみに芦屋町では、この5年間、平成18年から23年5年間で、行政改革に基づいて給与の3%を削減、その合計額が3億2,000万円と、きょう、委員会の中で貝掛議員が質問されてそのことが出ました。かなりの額を強いられながら、町職員の皆様方は生活に不備としながらやっているのかと。

そして、今年の3月議会では、提案されました3年間でしたか、400万円の退職金減額、約400万円の額を減額するということについて、町民の意向等を考えたときに、それは仕方ないかというような町職員の方々の意見もありましたものですから、私は賛成をいたしました。そのときに、今回、6月議会等で臨時議会等で行われるであろうこの給与の削減については、やっぱり許されないんだと、我々組合としては、職員としては、これはやっぱり減額は反対の意思表示をしていきたいというような声も再三聞いております。

そういう中にあつて、今、国から要請されたこういうものを、右に倣え、足並みをそろえる。遠賀4町ではというようなこともありましようが、今、芦屋町は昨年度、前の年も約2億円相当の黒字を出してると。また今年もそれ相当の行財政改革に基づいて黒字になるであろうと予想されるならば、なぜ、その削減額4,680万相当の、4,600万相当を削減する必要があるのかと。しかも、よく聞いていますと、きょうの質疑の中でも地方交付税3,600万円が減じられるけども、1,400万円という地域づくりのためのものが加算されるので、実質2,200万円の地方交付税が減額されると。

そのことを計算しますと、4,600万から2,200万円を引きますと、2,400万円の削減の取りすぎではありませんかと。なぜ、これまでにして、取りすぎまでして、そうしますと職

員の皆さまから、組合員の皆さまから、防災とかそういう減災、そういうものに使ってもらえれば芦屋町の活性につながるということでしょうけれども、本音はそうでしょうか。私はそう思いません。

やはり、家庭生活を圧迫されるものがありましょうし、そして、この冷え込んだ地域経済、芦屋町の地域経済を景気がますます冷え込んでくる中で職員の皆さまが、できるだけ芦屋町民であれば、地元で買い物しようという気持ちもあられるでしょうし、私も特にそういう気持ちで買い物しております。そういうものが冷え込んでいくということが目に見えてるのではなかろうかと思うときに、こんなに減額、2,200万円の、2,400万円の取りすぎですけども、2,200万円が減額されたとしても、その辺はやはり、芦屋町のこの当初の年度予算の時に、やっぱり知恵を出し合ってそういう事業を減額をしていくとか、そういう事業を縮小していくとか、そういうことをやれば何にも4,680万円の賃金をカットする必要はないんです。

ということは、国もわかってるはずなんです。結局は東日本大震災に対処する必要性ということの名目、マスコミ等に訴えながら、私は、これは地方公務員の給与の減額、これが目的化してるのではなかろうかというふうに思っております。そういう意味で、私はこういう町職員のやる気、いわゆる士気ですね、士気の低下が、それはあってはなりませんけど、住民サービスの低下にもつながるのではないかというふうに思います。

まず、きょうも出ましたけども委員会で、やはり、地方自治分権ということを一方では言いながら、地方自治に介入してくる、そういうものが、私は非常に恐ろしく思います。もう、右に倣え、そして国に従ってということは、やはり今、地方分権と言われてるわけですから、地方分権と、自治独立という形で、やっぱりやっていただきたいというふうに思ってます。

今、全国で1,789の自治体の中で、どれくらい実施かわかりませんが、49.5%の自治体が、今、減額を受け入れているということですが、まだ先は少しふえるかもわかりません。

60%ぐらいになるかもわかりません。全国です。こういう議案を提案されて、そして、可決されるのがですね。でも、反対も実際にあって、30、40%の自治体があるということ。で、ちなみに福岡県では、都市部が3、町村では19、22の自治体が国の要請について受け入れない、ないしは議会で否決しているということがわかっております。

きょうの町長のお話にもありましたように、そのラスパイレスの件を言われましたけれど、確かに芦屋町、遠賀郡は高いのかもわかりません。しかし、ラスパイレスというその考え方、指数の考え方は、きょうも委員会で言いましたけれども、いわゆる国家公務員の高給取り、官僚、部長、そういうものは省かれております。ところが、町村、市町村は、そういう部長や課長や、そういう人達の統計が等級によって入ってるわけですから、どうしても、国が100だから、じゃあ町村は100以下でなければならないということはありませんし、私たちは、もし、国の国

家公務員の全ての職員、官僚も高給取りも、それを入れたとするならば、110%、115%はいくであろうという見解もあるわけです。だから、このラスパイレスの指数によって、この給料が芦屋町職員が高いという見解にはならないとは思いますが。

そういう意味で、私はそういうやる気、士気、そして住民サービスの低下につながるということ。そして、行政改革をやっている中で、もう少し知恵を出していただいて今の芦屋町のやる行政事業について精査していただきたい。そのことによって4,680万円の減額に担うものが出てくると思います。そういう意味で、私はこれはやっぱり無謀な国の政策に対する町の提案ではなかろうかと思って反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第44号について、委員長報告は原案否決であります。したがって原案について採決をいたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成少数です。よって、議案第44号は原案を否決することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、あわせて平成25年芦屋町議会第3回臨時会を閉会いたします。

午後0時00分閉会
